

## ☆障害福祉サービスに関する独自基準☆

サービスの種類	項目	(国)の省令の基準	県で定めた基準
すべてのサービス	事故防止対策	利用者に事故が発生した場合必要な措置を講じる	<b>左記に追加して、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めること</b>
すべてのサービス(訪問系サービスを除く)	非常災害対策	消防設備等を設け、具体的計画を立てるとともに、定期的に必要な訓練を行う	<b>左記に追加して、非常用食料等非常災害時に必要な物資の備蓄に努めること</b>
・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること	<b>訓練・作業室の面積は、定員一人当たり3.3m<sup>2</sup>以上</b>
	静養室	(該当なし)	<b>静養室を設けること</b>
・生活介護 ・自立訓練(機能訓練)	医務室	(該当なし)	<b>医務室を設けること</b>